

濃度計量証明書

受注No. S- 2008052
No. 2020-1486 (1)
2020年 9月 14日

株 式 会 社 栄 進 様

環境計量証明事業登録 第612号(濃度)
環境計量証明事業登録 第706号(音圧レベル)
環境計量証明事業登録 第816号(振動加速度レベル)
北海道三井化学株式会社
分析センター

住所 および 事業所の所在地
〒073-0138 北海道砂川市豊沼町1番地
TEL(0125)52-2384 FAX(0125)52-6266

環境計量士 藤原 史基

2020年 8月 19日受付の試料について、発注時に承認を頂いた計量項目及び計量方法に基づいて計量した結果を、次の通り証明致します。

業 務 名	水質分析		
採 取 日 時	2020年 8月 19日	9時00分	
採 取 区 分	依頼者による採取		
試 料 名	浸透水		
採 取 場 所	-		

計 量 項 目	計 量 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 (規格=JIS K 0102)
アルキル水銀[R-Hg] (mg/l)	不検出	0.0005	昭和46年環告59号付表3
総水銀[T-Hg] (mg/l)	0.00005 未満	0.00005	昭和46年環告59号付表2
カドミウム[Cd] (mg/l)	0.0003 未満	0.0003	規格 5.5及び55.2
鉛[Pb] (mg/l)	0.001 未満	0.001	規格 5.5及び54.2
六価クロム[Cr(VI)] (mg/l)	0.005 未満	0.005	規格 65.2.1
ひ素[As] (mg/l)	0.001 未満	0.001	規格 61.2
全シアン[CN] (mg/l)	不検出	0.1	規格 38.1.2及び38.2
ポリ塩化ビフェニル[PCB] (mg/l)	不検出	0.0005	昭和46年環告59号付表4
セレン[Se] (mg/l)	0.001 未満	0.001	規格 67.2

以 下 余 白

[備考]

(1) 不検出とは、当該計量方法の定量下限を下回ることをいう。

濃度計量証明書

受注No. S- 2008052
No. 2020-1486 (2)
2020年 9月 14日

株式会社 栄進 様

環境計量証明事業登録 第612号(濃度)
環境計量証明事業登録 第706号(音圧レベル)
環境計量証明事業登録 第816号(振動加速度レベル)
北海道三井化学株式会社
分析センター

住所 および 事業所の所在地
〒073-0138 北海道砂川市豊沼町1番地
TEL(0125)52-2384 FAX(0125)52-5255
環境計量士 藤原 史 基

2020年 8月 19日受付の試料について、発注時に承認を頂いた計量項目及び計量方法に基づいて計量した結果を、次の通り証明致します。

業務名	水質分析		
採取日時	2020年 8月 19日	9時00分	
採取区分	依頼者による採取		
試料名	浸透水		
採取場所	-		

計 量 項 目	計 量 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法
トリクロロエチレン (mg/l)	0.001 未満	0.001	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.001 未満	0.001	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン (mg/l)	0.002 未満	0.002	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素 (mg/l)	0.0002 未満	0.0002	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.0004 未満	0.0004	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.01 未満	0.01	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.004 未満	0.004	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	0.1 未満	0.1	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.0006 未満	0.0006	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002	JIS K 0125 5.2
ベンゼン (mg/l)	0.001 未満	0.001	JIS K 0125 5.2
チウラム (mg/l)	0.0006 未満	0.0006	昭和46年環告59号付表5
シマジン (mg/l)	0.0003 未満	0.0003	昭和46年環告59号付表6第1
チオベンカルブ (mg/l)	0.002 未満	0.002	昭和46年環告59号付表6第1
1,4-ジオキサン (mg/l)	0.005 未満	0.005	昭和46年環告59号付表8第3
クロロエチレン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002	平成9年環告10号付表第2

[備考]